

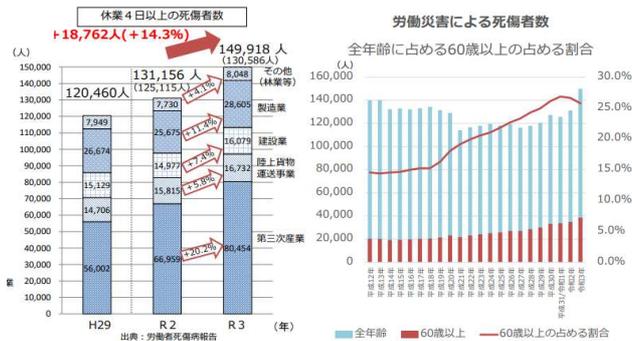


## 「 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場 」

厚生労働省より毎年 7 月に「全国安全週間」が実施されます。今年のスローガンは、「**高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**」です。

厚生労働省によると、令和 3 年の労働災害(労災)発生状況について、死亡災害は 4 年ぶりの増加、休業 4 日以上之死傷災害は平成 10 年以降で最多となりました。

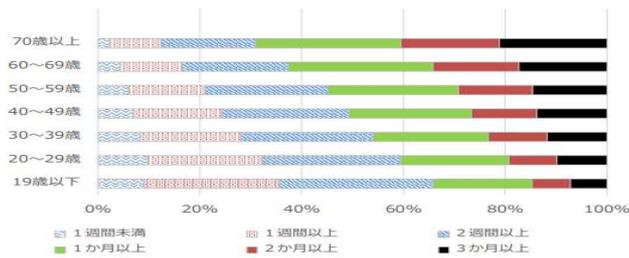
労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、特に高齢になるほど労働災害発生率が高くなる傾向がみられます。60 歳以上の高齢者が占める割合は 25.7%で、4 人に 1 人となっています。



出典：厚生労働省「令和3年労働災害発生状況(確定)」より

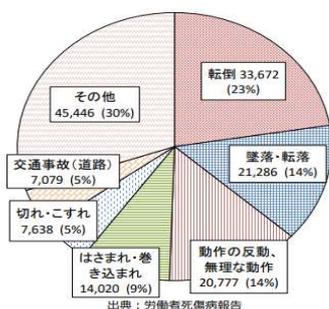
労災の発生率は、すべての年齢層において経験期間が短いと高く、休業見込み期間は年齢が上がるにしたがって長くなっています。

年齢別の休業見込み期間の長さ



休業4日以上之死傷者数

149,918人(前年比+14.3%)



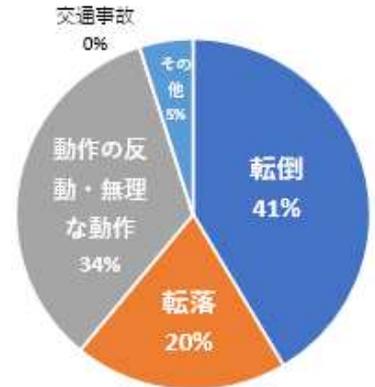
出典：労働者死傷病報告

労災事故の原因としては、毎年転倒が最も多く、全体の約 4 分の 1 を占めています。

特に高齢になるほど、転倒の労働災害発生率が高くなっています。

マイスター-60においても、派遣先での労働災害で一番多い事故原因は転倒で、全体の 4 割を占めています。続いて、無理な体勢や転落の労災事故となっています。

- 転倒**: 滑り、つまずき、ふらつき、めまい など
- 動作**: 不注意で物にぶつかる、無理な体勢や姿勢をとる など
- 転落**: 階段・脚立・乗り物から落ちる など



実際に発生した労働災害の事例です。

### <転倒>

- ・巡回点検業務中、フロアの段差につまずき転倒した。改修工事中でフロアが機材で手狭になっており、フロアの段差の位置確認しづらかったため、誤って踏み外し足を骨折した。
- ・帰宅途中でバスを下車時、歩道が凍結していたため転倒し、背中を強打した。

### <動作の反動・無理な動作>

- ・2 人作業で、点検口の反対側に回り込もうとした時に、ヘルメット未着用であったため、頭上にあったダクトフランジ部分に前頭部をぶつけて裂傷した。
- ・配管の下をかがんで歩く場所で、空調ダクトの下をかがんで通っている時にダクトフランジの角で頭を打った。

### <転落>

- ・機械室でベルトの交換を二人で作業中、脚立の(下から)4～5 段目よりバランスを崩して転落した。左腕から着地したため、左腕を亀裂骨折した。
- ・空調機械の点検時、点検箇所の前に段差があることを未確認の状態、足を踏み外し転落した。ヘルメット未着用であったため、頭部を裂傷した。

### <その他>

- ・吸気装置の電源を止めてベルト取り付け作業時、他の吸気装置が動いており、その空気力で吸気装置の歯車が動かされて右手の指を挟んだ。とっさに指を引き抜いたときに右手小指側面を大きく裂傷した。

## ▶ 職場でこんなことはありませんか？



## ▶ 工作中なら、これらは全て労働災害です！

出典：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」「ヒヤリハット事例」

労働災害を未然に防ぐためには、事業者と労働者がともに対策に取り組むことが重要です。

- ・事業者は、高年齢労働者が安心して安全に働くことができるような労働災害防止対策に取り組む
- ・労働者は、対策に協力するとともに自らの健康づくりに積極的に取り組むなど連携して進める

## 労働災害防止対策

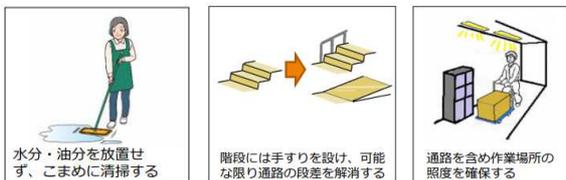
転倒災害による休業期間は、約6割が1ヵ月以上となっています。転倒災害は、大きく3種類に分けられます。



出典：厚生労働省「STOP！転倒災害」リーフレットより

## <施設、設備、装置などの改善>

- ・日頃から整理・整頓・清掃・清潔に取り組む
- ・階段や傾斜に手すりや滑り止めの設置、段差をなくす
- ・照明を明るく、掲示物の文字を大きくする
- ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起する
- ・不安定な姿勢での作業をやめる



## <保護帽(ヘルメット)の着用>

頭部を負傷した労災のほとんどが墜落時保護用ヘルメットを着用していませんでした。

ちょっとした軽作業や危険と感じられない作業でも災害となる可能性があります。特に高所作業、荷役作業、無理な体勢での作業には、必ずヘルメットを着用するようにしましょう。



必ず保護帽を着用！



特に①と③を忘れずに！  
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

着用時  
5つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

## 1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

## 3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

## <脚立使用時の注意点>

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- なじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



## 「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

### 移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転倒を防止するための必要な措置

### 脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

出典：厚生労働省 リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」より

**高さ2m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯などの墜落制止用器具も着用しましょう！**

**就業に伴う安全管理全般、衛生管理は派遣先の責務です。**

職場での安全面・衛生面で気になることがあれば、担当営業にご相談ください。派遣先と改善対策に取り組みます。

**健康管理は派遣元であるマイスター60の責務です。**

・こころとからだの健康管理の強化:

今年度も対象者全員が健康診断の受診を促進します。外部カウンセラーによる相談窓口を設置し、ちょっとした悩みや不安を感じたら、気軽に相談窓口を利用してください。

カウンセリング相談窓口:0120-07-4310